

建築物等の色彩基準

対象			色彩基準										基本的な考え方	備考								
区分	区域	規模	外壁									屋根色										
			基本色 (各面の4/5を超える部分はこの範囲から選択)			強調色 (各面の1/5以下の部分はこの範囲からも選択可。ただし、アクセント色と合わせて各面の1/5以下とする。)			アクセント色 (注1)	屋根色												
			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度		各面の1/20以下	色相	明度			彩度							
水とみどりの景観形成重点地区	善福寺川・神田川・妙正寺川沿い周辺地区 (善福寺川、神田川、妙正寺川の河川区域と境界線から30m以内)	延べ面積3,000㎡以上	OR~4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	OR~4.9YR	—	4以下	—	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下	景観形成要素となっている水とみどりの色彩と調和した落ち着いた色合いのある色彩。	東京都景観基本軸(河川系)を継承し、強調色について東京都大規模建築物等の基準を付加。								
			5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下										5.0YR~5.0Y	—	6以下	—	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下	
			その他	4以上	1以下																	その他
		高さ10m以上又は延べ面積500㎡以上3,000㎡未満	OR~4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	—	—	—	—	—	5.0YR~5.0Y	6以下			4以下							
			5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下											—	—	—	—	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
			その他	4以上	1以下																	
		高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満	OR~4.9YR	3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	—	—	—	—	—	OR~5.0Y	6以下			4以下							
			5.0YR~5.0Y	3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下											—	—	—	—	OR~5.0Y	6以下	4以下
			その他	3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下																	
	玉川上水沿い周辺地区 (玉川上水の中心から100m以内)	延べ面積3,000㎡以上	OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	OR~4.9YR	—	4以下	—	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下			東京都景観基本軸(緑地系)を継承し、強調色について東京都大規模建築物等の基準を付加。							
			5.0YR~5.0Y		4以下											5.0YR~5.0Y	—	—	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下	
			その他		1以下																	その他
高さ10m以上又は延べ面積500㎡以上3,000㎡未満		OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	—	—	—	—	—	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下										
		5.0YR~5.0Y		4以下									—	—		—	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下			
		その他		1以下																その他	2以下	
高さ10m未満かつ延べ面積500㎡未満		OR~4.9YR	3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	—	—	—	—	—	OR~5.0Y	6以下	4以下										
		5.0YR~5.0Y		3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合									6以下 2以下	—		—	—	OR~5.0Y	6以下	4以下		
		その他		3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合									2以下 1以下								その他	2以下
一般地域	商業地系 (駅周辺の商業地、幹線道路沿道)	延べ面積3,000㎡以上	OR~4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	OR~4.9YR	—	4以下	—	OR~5.0Y	6以下	4以下	地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩。遠方からの見え方やにぎわいの景観を演出する色彩も考慮。	東京都一般地域を継承し、屋根について基準を付加。								
			5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下											5.0YR~5.0Y	—	6以下	—	OR~5.0Y	6以下	4以下
			その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下																	
		高さ10m以上又は延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満	OR~4.9YR	3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	—	—	—	—	—	OR~5.0Y	6以下			4以下							
			5.0YR~5.0Y		3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合											6以下 2以下	—	—	—	OR~5.0Y	6以下	4以下
			その他		3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合											2以下 1以下						
	高さ10m未満かつ延べ面積1,000㎡未満(推奨範囲)	OR~9.9R	3以上	4以下 6以下	—	—	—	—	—	OR~5.0Y	6以下	4以下										
		0YR~5.0Y		3以上									6以下 2以下	—	—	—	OR~5.0Y	6以下	4以下			
		その他		3以上									2以下 1以下							その他	2以下	
	住宅地系 (低密度住宅地、中密度住宅地)	延べ面積3,000㎡以上	OR~4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	OR~4.9YR	—	4以下	—	OR~5.0Y	6以下	4以下	地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩。	東京都一般地域を継承し、暖色系色相についても景観軸並みに制限を強化。屋根について基準を付加。								
			5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下										5.0YR~5.0Y	—	6以下	—	OR~5.0Y	6以下	4以下	
			その他	4以上	1以下																	その他
高さ10m以上又は延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満		OR~4.9YR	3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下	—	—	—	—	—	OR~5.0Y	6以下	4以下										
		5.0YR~5.0Y		3以上8.5未満の場合 8.5以上の場合											4以下 2以下	—	—	—	OR~5.0Y	6以下	4以下	
		その他		3以上											1以下							その他
高さ10m未満かつ延べ面積1,000㎡未満(推奨範囲)	OR~9.9R	3以上	2以下 4以下	—	—	—	—	—	OR~5.0Y	6以下	4以下											
	0YR~5.0Y		3以上									4以下 2以下	—	—	—	OR~5.0Y	6以下	4以下				
	その他		3以上									1以下							その他	2以下		

(注1)アクセント色とは小面積で用いられ、配色に変化をつけたり、他の色をより引き立てる役割を担う色で、色相・明度・彩度の各属性を対比的に変化などさせて配色するものです。
 ※色彩はまちなみに調和したものとし、上記の色彩基準に適合したものとします。
 ※工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同じです。ただし、他の法令で使用する色彩が定められているものやコースターなどの工作物で壁面と認識できる部分をもたないものについてはこの限りではありません。
 ※複数の区域にまたがる場合はすべての基準に適合させてください。
 ※区民となじみが深い地域のイメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観の形成に貢献するものなど本計画の実現に資する色彩については、杉並区まちづくり景観審議会の意見を聴いた上で、この基準によらないことができます。
 ※詳しくは「杉並区景観色彩ガイドライン」を参照してください。